

令和3年11月4日

〒742-1401

山口県熊毛郡上関町大字祝島123番地

上関原発を建てさせない祝島島民の会

代表者代表運営委員 清水 敏保 様

〒730-0012

広島市中区上八丁堀7番16-703号

中国電力株式会社代理人 弁護士 末 国 陽

電 話082-224-2711

FAX082-224-2722

(送達場所)

〒753-0048

山口市駅通り二丁目3番18号法曹ビル4階

中国電力株式会社代理人 弁護士 松 村 和 明

電 話083-922-0415

FAX083-922-0490

貴会より、2021年10月1日付け「令和3年9月28日付け文書への反論及び質問書」を受領いたしました。これについて、以下のとおりご回答しますとともに、改めて和解の遵守について申し上げます。

なお、これまで末国陽夫、松村和明及び井上雅文の3名が代理人としてご回答していましたが、今後は、和解も含めてこれまでの裁判等を担当している末国及び松村が代理人としてご回答します。

1 「1. ボーリング調査に対する不作為義務について」に対するご回答

山口地方裁判所平成24年(モ)第36号保全取消請求事件の平成26年6月11日付けの和解(以下単に「和解」といいます。)について、当社が今回実施を予定している海上ボーリング調査に対し、貴会及び貴会会員らが、和解条項第3項に基づき、当社による水面の使用を妨害する一切の行為をしてはならないことについて、貴会は「文言上はご主張のとおり」と述べられています。これについて、これまでもご説明しているように、和解条項は貴会及び貴会会員ら並びに当社の双方が詳細に確認して合意に至ったものでありますし、和解条項が記載された和解調書は確定判決と同一の効力を有していますので(民事訴訟法第267条)、当事者の双方が和解条項の文言どおりに遵守するのは当然であり、貴会が述べられているような「祝島漁民が不作為義務を負うはずがない」などということはありません。

なお、貴会は「そもそも和解条項第2項と第3項の分け方には不合理な点があります」と意見を述べられています。貴会の指摘されている「和解条項第2項と第3項の分け方」については、第2項は当社が埋立てに関する工事を再開したときのこと、第3項はそれを再開する前のこととして、単に場合分けをしているものですので、不合理なものではありません。このことについて、和解の当時、裁判所は当事者双方に対しそのように説明しており、異議なく同意しています。

2 「2. 「損失補償を欠いた違法な調査」について」に対するご回答

貴会からのご質問は、本年6月の海上ボーリング調査は平成12年の漁業補償契約にて予定されていたものか否か、また、漁業補償金の算定根拠についてお尋ねいただいたものと思います。

これについて、すでに令和3年9月28日付けの書面でもご説明していますが、地質調査等の実施については、平成12年に当社が漁業権者(現在の山口県漁業協同組合)との間で締結した漁業補償契約において、「地質、水質、流況その他

の項目について調査を実施することに同意するものとし、当該調査ならびに発電所の建設および運転に起因する漁業操業上の諸迷惑を受忍する」旨を約定しており、同契約の有効性について、当時の祝島漁業協同組合及び同組合員らが原告となって提起された裁判の判決が確定しています。漁業補償金の算定根拠についても、漁業補償金は漁業権者（現在の山口県漁業協同組合）と当社との間で協議の結果合意したものであり、「地質、水質、流況その他の項目について調査を実施することに同意するものとし、当該調査ならびに発電所の建設および運転に起因する漁業操業上の諸迷惑を受忍する」旨約定した部分も含めて同契約が有効に成立していることから、何ら問題のないものと考えています。

3 「3. 一般海域占用許可の利害関係人について」に対するご回答

「貴職は、9. 28文書1（2）において「一般海域占用許可の利害関係人は山口県漁協のみである」旨主張されています。」と述べられています。

しかし、一般海域の利用に関する条例に基づく一般海域の占用の申請にあたって、当社が「利害関係人である漁業権者（山口県漁業協同組合）の同意をいただいております」とご説明したのは、当社は山口県の定めるところにより利害関係人の同意書を添付して申請していること、すなわち適正な手続を行ったという経緯をお伝えしたものです。

なお、貴会より、調査地点に設定されている共第93号共同漁業権の漁業権者（山口県漁業協同組合）を利害関係人とすることについて、条例の解釈や考え方について多くのご質問をいただいておりますが、当社は一般海域の利用に関する条例やそれに基づく山口県の定めるところに従って一般海域の占用を申請する立場であって、条例等がなぜそのように定められているのか、なぜそのように解釈するのか等をお答えする立場にありません。

4 「4. 威力業務妨害罪について」に対するご回答

貴会は、「釣り船よりもはるかに大きい中国電力の船が多数、漁場に押し寄せ
る」と述べられていますが、当社としては、今回の海上ボーリング調査に限らず、
作業に先立って、作業の期間、場所、内容、目的等について山口県漁業協同組合
を通じて周知しており、漁業者の方々に予告なく作業を行うようなことはしてい
ません。和解の趣旨を改めてご認識いただき、周知された作業期間において、作
業場所に近づかないようお願いいたします。